

## 計 画 書

### 石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定 [東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

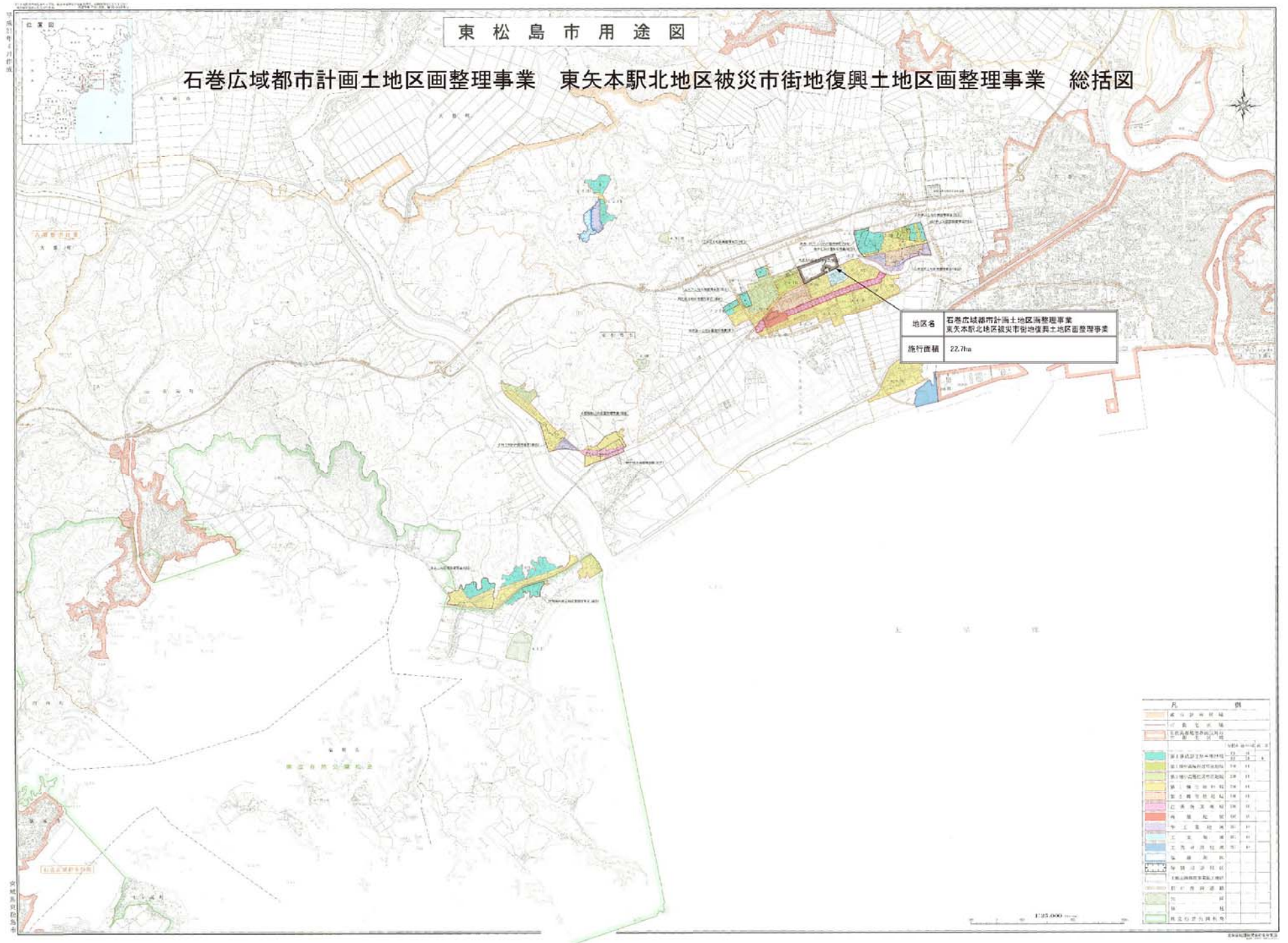
都市計画東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積	約 22.7 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3・4・110 東矢本駅前線	
		幹線道路	3・4・109 上河戸下浦線	
		幹線道路	3・5・105 矢本中央線	
			<p>1 標準幅員の設定方針 住居系の土地利用を計画していることから、標準幅員は6 mとする。</p> <p>2 配置の方針 周辺道路網との整合を図りながら幹線道路を配置し、JR 仙石線東矢本駅北側に隣接して駅前広場の整備を行う。区画道路については、街区構成及び各宅地への交通サービスに留意しながら適宜配置する。その他、歩行者の安全で快適な歩行空間を確保するため特殊道路を適正に配置する。</p>	
公園及び緑地		街区公園を誘致距離等に配慮しながら配置し、地区面積の3%以上かつ計画人口当たり3㎡以上を確保する。		
その他の公共施設		<p>上水道は、地区内各戸の需要に対応し、石巻地方広域水道企業団により供給できるように道路下に給水管を布設し、全戸に供給できるよう計画する。</p> <p>雨水排水は、道路側溝により調整池へ貯留したのち、渋抜排水路へ放流する。汚水の整備については、道路計画に併せて管渠を埋設する。</p>		
宅地の整備		被災者の速やかな生活基盤の形成のため、東北地方太平洋沖地震による津波の浸水被害が少なかった地域に住宅の供給を行う。地区西側の幹線道路沿いに災害公営住宅を配置し、他を被災者用住宅地として整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

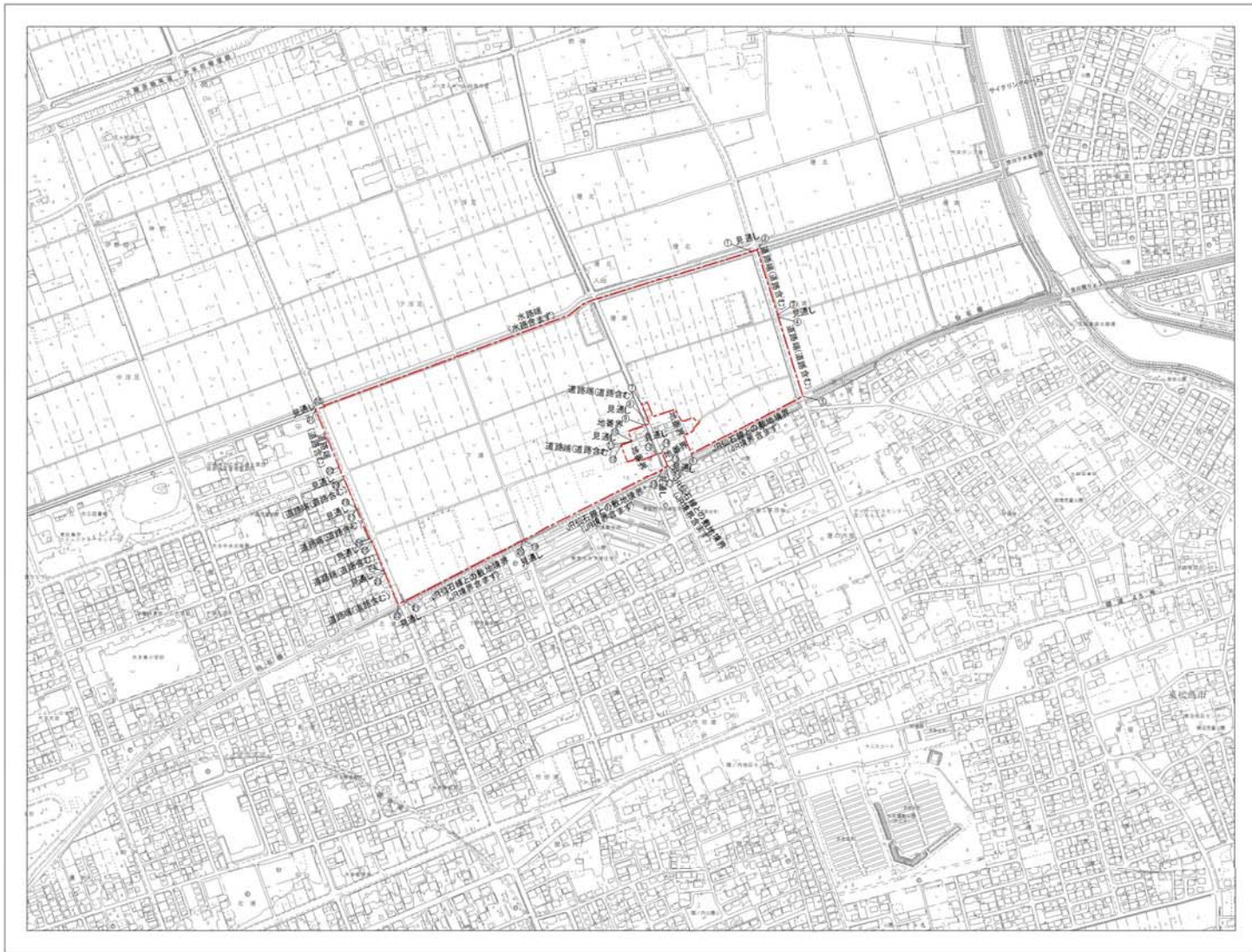
### 理 由

本地区は、東松島市復興まちづくり計画において大曲浜地区及び浜須賀地区の集団移転先として位置づけられていることから、土地区画整理事業区域約 22.7ha について都市計画決定を行うものである。



# 石巻広域都市計画土地区画整理事業 東矢本駅北地区被災市街地復興土地区画整理事業 計画図

被災市街地復興土地区画整理事業区域



番号	境界の説明
①～②	見通し
②～③	道路端(道路含む)
③～④	見通し
④～⑤	道路端(道路含む)
⑤～⑥	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑥～⑦	地番界
⑦～⑧	道路端(道路含む)
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	地番界
⑩～⑪	見通し
⑪～⑫	道路端(道路含む)
⑫～⑬	地番界
⑬～⑭	見通し
⑭～⑮	地番界
⑮～⑯	見通し
⑯～⑰	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑰～⑱	見通し
⑱～⑲	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
⑲～⑳	見通し
㉑～㉒	JR仙石線との敷地境界 (JR境界含まず)
㉒～㉓	見通し
㉓～㉔	道路端(道路含む)
㉔～㉕	見通し
㉕～㉖	道路端(道路含む)
㉖～㉗	見通し
㉗～㉘	道路端(道路含む)
㉘～㉙	見通し
㉙～㉚	道路端(道路含む)
㉚～㉛	見通し
㉛～㉜	道路端(道路含む)
㉜～㉝	見通し
㉝～㉞	道路端(道路含む)
㉞～㉟	見通し
㊱～㊲	水路端(水路含まず)

